



大津市公報

平成26年12月26日
号外(第80号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
○ 監査委員告示	
13 大津市職員措置請求に係る監査結果について.....	1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により平成26年11月10日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年12月26日

大津市監査委員	村 嶋 由 弘
同	重 森 昭 彦
同	佐々木 松 一
同	佐 藤 弘

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

- 1 請求書の提出
平成26年11月10日
- 2 請求人
Y
- 3 請求の要旨(請求書要旨)

越直美大津市長は毎朝の通勤における自宅から市役所までの移動、自宅から公務先の木戸支所までの移動、東京出張に行く際の自宅(市役所)から京都駅までの移動、東京都内の移動など、通勤並びに公務において頻繁にタクシーを利用しているが、その実態は不適切極まりのない状態である。

現状、大津市においては市長専用の公用車を維持し、また専属の運転手がいる状態である。専用の公用車のリース代は年間約35万円、その他にも保険や税金等の維持管理経費が発生している。そして、市長専属の運転手に係る人件費は8,250,438円(管財課の正規職員9人の平均。平成25年度の主要な施策の成果説明書にもとづき計算)である。そんな中でのタクシーの利用は二重のコストの発生であり無駄である。議会の答弁では運転手の残業代等の観点からタクシー利用の方が経済的との考えを示されているが、残業代が発生しないと考えられる時間帯でのタクシーの利用が一部では見受けられる。また、運転手を正規職員から嘱託職員や臨時職員にするなり、勤務時間を朝の出勤時間に対応できる形にするなりといった策を講じれば運転手の雇用経費の大幅な削減は可能であり、それらがなされずにタクシー利用の優位性を示されても説得性に欠けるものである。

さらにJRの在来線等を利用できない理由についてはセキュリティ面からの必要性であると議会の答弁で示されたが、セキュリティ面を一番考えるのであれば、公用車を使うべきであり、タクシー利用では非常時の対応や情報漏えいリスクが懸念される。

その他、通勤や旅費関連の条例等においてはやむを得ない場合を除いて経済的な側面などからタクシー利用は原則的には認められておらず、仮にやむを得ない事情があったとしてもその際には、やむを得ない事情があったことを証明するなどの事務手続きが必要であるが、それが一切とられていないのが現状である。大津市のトップとして、昨年度に発生した嘱託職員による通勤手当の不正受給問題などを受けて、定期券の現物確認等を所属長に求めるなど綱紀粛正を職員に対して厳しく課している最中において、自らが条例等で求められた手続きを怠ることは本末転倒である。市長は率先して法令等を順守すべき立場であり、市長だから条例等で決められたルールを守る必要はないとはならない。

以上を踏まえて、タクシーの利用代金のうち不適切と考えられる金額の返還を求めるものである。

請求内容

- (1) 公用車運転手の通常の勤務時間中におけるタクシー利用に係るもの
市長専属の公用車の運転手の勤務時間は午前8時40分から午後5時25分であり、この時間帯において

は残業代が発生せずに公用車を利用できる状態にある。しかしながら、この時間帯においても公用車を利用せずにタクシーを利用している状況が以下のとおり散見される。

よって、これらのタクシーの利用については不適切なものであると考え、そのタクシー代52,620円(以下の①から⑬までの合計額)の返還を求める。

なお、秘書課に確認をしたところ市長の出退勤の時間を記録したものは存在せず、また、大津市が利用しているタクシーチケットは乗車時間の記載の必要がないものであることから乗車時間の確認することは困難であるため、市長の公務スケジュールから推察したものである。

- ① 平成25年2月15日 京都駅から市役所へのタクシーの利用 3,760円
- ② 平成25年3月19日 自宅から明日都浜大津へのタクシーの利用 3,170円
- ③ 平成25年6月5日 京都駅から市役所へのタクシーの利用 3,920円
- ④ 平成25年6月18日 自宅から市役所へのタクシーの利用 3,490円
- ⑤ 平成25年8月12日 京都駅から市役所へのタクシーの利用 3,750円
- ⑥ 平成25年9月30日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,280円
- ⑦ 平成25年10月18日 京都駅から市役所へのタクシーの利用 3,680円
- ⑧ 平成25年11月11日 京都駅から市役所へのタクシーの利用 3,840円
- ⑨ 平成26年6月30日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,690円
- ⑩ 平成26年8月4日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,610円
- ⑪ 平成26年8月12日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,530円
- ⑫ 平成26年8月13日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,450円
- ⑬ 平成26年8月14日 自宅から市役所へのタクシーの利用 4,450円

(2) プライベートな場所への移動あるいはプライベートな場所からの移動におけるタクシー利用に係るもの

市役所からプライベートな場所、あるいはプライベートな場所から市役所、その他市役所以外の公務先からプライベートな場所などの移動においてタクシーを利用し、公費で負担している状況が見受けられる。

本来、それらの利用は私費で賄うべきものであり、発着地点が市役所等の公務先であったとしても公費での支出は認められないものであると考えられる。

よって、これらのタクシーの利用については不適切なものであると考え、そのタクシー代246,010円(以下の①および②の合計額)の返還を求める。

- ① 市役所とプライベートな場所、あるいはプライベートな場所から市役所へのタクシーの利用 平成24年3月～平成26年8月までの合計額243,970円

市長は通勤において頻繁にタクシーを利用しているが、その中には市役所から自宅に帰らずにプライベート先に途中下車しているもの、あるいは自宅以外のプライベート先からの市役所への出勤しているものが見受けられる。

特に多くに見られるのがホテルピアザの利用であり、ホテルピアザと市役所を頻繁にタクシーで行き来しているが、秘書課に確認をしたところ、ホテルピアザの利用は個人的なものであるとのことである。

その他にも浜大津や石山周辺などでタクシーを下車しているものがいくつも散見をされるが、下車先での公務の有無については市長の公務スケジュールからは確認できず、また、タクシーの乗車明細にも途中下車という書き方をしているものが多く散見されることから公務ではなく私的な場所への移動にタクシーを利用したものと考えられる。

職員のように電車・バス等で定期券により通勤をしている場合には、仮に定期券の範囲内で帰宅の途中において途中下車をしたとしても、追加の経費が発生しないので問題はないと考えるが、市長のようにタクシー通勤をしている場合においては、その都度、交通費が発生するものであり、それが市役所と自宅の間に位置する場所への移動であったとしても公費として支出は認められるものではないと考える。

- ② 公務先からプライベートな場所までのタクシーの利用 2,040円

平成25年8月20日、公務先のロイヤルオークホテルからプライベート先のピアザホテルまでの移動にタクシーを利用し2,040円を支出している。公務先から自宅あるいは市役所への移動に係る経費であれば、公務上の必要性が認められるものであるが、プライベートな場所までの移動に係るタクシー代については公務性が無く公費での支出は認められないものとする。

(3) 通勤におけるタクシー利用に係るもの

市長は頻繁に自宅と市役所の往復における通勤においてタクシーを利用している。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の第3条の4において「市長及び副市長の通勤手当の額については、一般職の職員の例によるものとする。」と規定されており、市長の通勤手当については一般職に準じるものとされている。

大津市一般職の職員の通勤手当に関する規則の第6条において「交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。」と規定されており、同3条には「職員は、新たに条例第10条第1項の職員(以下、通勤手当被支給職員という。)たる要件を具備するに至った場合には、所定の通勤届により、その通勤の実情を速やかに市長に届け出なければならない。通勤手当被支給職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。」と規定されている。また、同12条には、「通勤手当の支給は、職員に新たに通勤手当被支給職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月から開始し、～中略～ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。」と規定されている。

すなわち現状の大津市における通勤手当の関連条例においては、タクシーの利用が経済的・合理的であれば認められるものと考えられる。しかしながら、その際にはタクシー通勤に必要な旨を記載した通勤届の提出などの所定の手続きが必要であるが現時点において提出されている通勤届は公用車での送迎を前提としたものであり、タクシー通勤に必要な手続きがなされていない。そもそも、市長の住む南郷地域においては石山駅までのバスが頻繁に走っていることから経済的・合理的な点からタクシー通勤は認められるものではないと考える。また、二役のタクシー利用のルールをまとめた「市内タクシーチケット取扱いまニュアル」においては「公務に伴う二役の移動の為、必要に応じて取り扱うもの」と規定をされているだけである。したがって、公務ではない通勤におけるタクシーの利用については、当マニュアルからは認められていないと考えられる。

よって、通勤におけるタクシーの利用については不適切なものであると考え、そのタクシー代1,951,320円の返還を求める。

なお、前記の請求が認められない場合、市長が通勤において利用したタクシー代については通勤手当の支給とみなされて、非課税限度額を超過した金額については所得税・住民税の計算上における課税所得に含めるべきものと考えられる。

したがって、適切な課税処理がなされていない現状は住民税の徴収漏れであり、大津市の歳入において損害が生じている状況を意味するものであることから、早急に適切な課税処理を行って住民税の徴収を行うことを求める。

(4) 公務(市内出張)におけるタクシー利用に係るもの

市内出張において、経済的な面から明らかにタクシー利用が不適切であると考えられるものが見受けられる。

市内出張におけるタクシーの利用については「市内タクシーチケット取扱いまニュアル」において、「公務に伴う二役の移動の為、必要に応じて取り扱うもの」と規定をされているだけでそのルールがいまいである。しかしながら旅費条例等を踏まえれば経済的・合理的な点などからその必要性を判断すべきものであると考えられる。

平成26年1月25日、この日市長は中学生との意見交換会に参加する為に木戸支所に向かった。行は自宅から木戸支所まで、帰りは木戸支所からプライベートな場所である瀬田唐橋までタクシーを利用し、それぞれ14,040円、10,680円のタクシー代を支出している。

木戸支所はJR志賀駅から徒歩圏内にありJRでの移動は十分に可能である。また、車での移動の必要があったのであれば、運転手の休日出勤手当が発生するとしたとしても公用車を使う方が経済的であり、経済感覚を疑うタクシーの利用である。

また、帰りについては、プライベートな場所までの移動に係る経費であることから前記(2)の請求と同様の点からも不適切なものであると考える。

よって、これらのタクシーの利用については不適切なものであると考え、そのタクシー代24,720円の返還を求める。

(5) 公務(市外出張)におけるタクシー利用に係るもの

大津市職員等の旅費に関する条例第7条において、「旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路および方法によって計算する。」と規定されており、同第16条には、「車賃の額は、1日につき500円とする。ただ

し、公務上の必要、交通機関の状況又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支給することができない場合には、実費額による。」と規定されている。

そして、同第11条には、「旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者および概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者で旅費の精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部または一部を提出しなかった者は、その請求にかかる旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。」と規定されている。

さらに、大津市職員等の旅費に関する条例施行規則の別表においては、旅費条例第7条並びに第16条に関する添付書類として「公務上の必要交通機関の状況又は天災その他やむを得なかった事情を証明するに足る書類」と示されている。

すなわち出張においてタクシーを利用し、定額の車賃（500円）以上の請求をする場合には、領収書並びにタクシーを利用することが必要であったことを証明する書類の提出が必要であり、それらの書類の提出がなされていない場合には、車賃を超えた分のタクシー代の支給を受けることができないものと考えられる。

したがって、旅費条例等においては最も経済的な方法を原則としており、仮に東京に出張に行く場合においては市役所（自宅）と京都駅との往復については、J R 在来線の利用が基本であり、東京都内の移動においても同様に J R 在来線等を利用することとなっている。そして、やむを得ない事情によりタクシーを利用した場合には、それを証明する書類の提出を行うなどの必要な手続きをとった上でタクシー代の支給が行われる。

しかしながら以下に示す市外出張においては、必要な手続きを取られずに市役所（自宅）と京都駅との往復や出張先においての利用したタクシー代の支給を受けており、中にはタクシー代と J R 在来線の費用を二重取りしているものも見受けられるなど、その処理はかなりずさんな状況である。

よって、これらのタクシーの利用については不適切なものであると考え、そのタクシー代162,140円（以下の①から⑰までの合計額であり、うち18,950円は前記(1)と重複分である。）の返還を求める。

- ① 平成25年1月17日～18日 東京出張 15,090円
- ② 平成25年2月6日 東京出張 5,470円
- ③ 平成25年2月8日～10日 福島出張 22,750円
- ④ 平成25年2月14日～15日 東京出張 4,740円
- ⑤ 平成25年3月24日～25日 東京出張 11,850円
- ⑥ 平成25年4月17日 京都出張 8,640円
- ⑦ 平成25年6月3日～5日 東京出張 12,990円

なお、旅費計算書においては行きについて大津京駅から J R の在来線を利用することになっており、大津京駅から山科駅までの180円分の旅費が越市長に支払われており、タクシー代と J R 在来線の料金が二重払いとなっている。

このうち、京都駅から市役所までのタクシー代3,920円は、前記(1)でも指摘を行った分である。

- ⑧ 平成25年7月2日 京都出張 9,850円
- ⑨ 平成25年7月7日～8日 佐賀出張 12,320円
- ⑩ 平成25年8月11日～12日 東京出張 4,820円

このうち、京都駅から市役所までのタクシー代3,750円は、前記(1)でも指摘を行った分である。

- ⑪ 平成25年8月28日～29日 東京出張 5,990円
- ⑫ 平成25年10月16日～18日 東京出張 15,050円

このうち、京都駅から市役所までのタクシー代3,680円は、前記(1)でも指摘を行った分である。

- ⑬ 平成25年11月10日～11日 東京出張 3,840円

このうち、京都駅から市役所までのタクシー代3,840円は、前記(1)でも指摘を行った分である。

- ⑭ 平成25年11月12日～15日 岩手・東京出張 9,450円
- ⑮ 平成26年2月5日～6日 東京出張 5,320円
- ⑯ 平成26年5月13日～15日 東京出張 5,570円
- ⑰ 平成26年7月8日～9日 東京出張 8,400円

なお、旅費の請求書等においては京都駅と自宅との往復について、行きも帰りも石山駅から J R の在来線を利用する行程により旅費の計算がなされており、その金額により越市長に対して旅費の支払いが行われている。したがって当該旅費についてはタクシー代と J R 在来線の料金が重複している可能性があるため事前に秘書課に問い合わせたところ、9月になってタクシー会社から請求が来た際に秘書課においてタクシー代と J R の在来線の料金が二重払いになっていることに気付き、J R 在来線

の方の金額について越市長から返還を受けたとのことである。しかしながら、本来の正しい金額は旅費の請求書等に記載のされたJR在来線の利用の場合の金額であり、返還すべきはタクシー代の方である。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年12月1日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人が出席し、本件措置請求書に沿って陳述を行った。本件措置請求書に記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。新たな証拠の提出はなかった。

- (1) 市長に対しその代金の返還を請求しているタクシー利用については、平成23年度、平成24年度及び平成25年度のものもあるが、これらのタクシー利用については、平成26年の5月か6月ごろ風聞により知った。ただし、その事実を確かめるため、同年7月に公文書公開請求をし、同年8月にその公開を受けた。不適正なタクシー利用であることを認識したのはこのときである。その後、このことについて9月市議会において一般質問を行ったが、納得がいかず、監査請求をすることになった。監査請求を行うためには、更に詳細な調査が必要になり、改めて公文書公開請求を行ったが、その公開を受けたのが10月半ばであり、それから資料の読み込みなどが必要となり、ようやく11月になって本件監査請求をすることができるようになった次第である。
- (2) 平成23年度から平成26年度までの市長のタクシー乗車明細を資料として提出している。この中で、プライベートなタクシー利用として、246,010円の返還を請求しているが、これはその乗車明細のうち「途中下車」と表示されているものを抽出したつもりである。漏れているものがあるとしたら、単純に漏らしただけのことである。特に取捨選択したわけではない。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

平成26年11月28日に本件監査請求に対して市長から意見書の提出があった。同年12月1日には監査室において関係職員（政策調整部長、同部秘書課長、同課主任、総務部人事課長、同課長補佐及び同部管財課長）から陳述の聴取を行った。

意見書の概要は、次のとおりであり、関係職員の陳述もその意見書に沿ったものであった。

(1) 総括的な意見

本件監査請求は、市長のタクシー利用額の返還を請求するものであるが、市の管理下で市長をどのような手段で移動させるかについては、市議会で議決された予算の範囲内での執行権の行使に該当するものである。すなわち、市長の移動の方法については、選挙により市民から負託を受け、市政を担い、市を代表する要人である市長の社会的地位に鑑みて、公務執行の確実性及び効率性、移動の安全性及び利便性、移動に要する経費（経済性）、並びに職員の勤務状況等の諸般の事情を総合的に考慮して決定しなければならず、執行権の裁量が認められるべきものである。そして、タクシーの利用は、市役所全体として行財政改革や時間外勤務の削減に取り組む中、市長としての公務執行の確実性や安全性を確保しつつ、より経済的・効率的な移動のため、公用車に代わる手段として、正当なものである。

(2) 公用車に代わるタクシー利用の目的

ア 経費の削減

例えば、1か月のうち平日20日間登庁することを想定した場合、タクシーを利用すると、片道単価が約4,700円として、計約190,000円。公用車を利用すると、市長が市役所の定時に合わせて登退庁した場合、運転士の時間外手当が1日約4.5時間として、燃料代も含め、約304,000円となる。実際には、市役所の定時に沿う日ばかりではないため、例えば平成26年7月の実績に当てはめると約388,000円となる。これを1年間で計算すれば、合計約240万円の経費の削減となる。いずれにしても、公用車の利用より、タクシーの方が安価であり、経費の削減となっている。

イ 公用車の運転手の労働環境の改善

市長が一般職の始業時刻である午前8時40分に自宅から市役所に到着するには、運転士は午前7時10分に市役所に出勤する必要がある。また、市長が一般職の終業時刻後の午後5時30分に市役所を出発したとしても、運転士が市長の自宅まで運転し、市役所に戻り、勤務を終了するのは、午後7時となる。しかし、実際には、市長が一般職の終業時刻後も勤務をしていることが多く、それよりも遅い時間となる。したがって、運転士は、平日は、午前7時10分から午後7時までの約12時間の勤務が常時予定されることになり、これに、市長の公務に合わせ、休日出勤が加わる。市長車の運転士は1名であるところ、市長の朝晩の自宅と市役所間の移動及び休日の移動の全てを1名の運転士で担おうとすれば、毎日時間外勤務が予定され、休日も休めないこととなる。このような勤務状態は、当該運転士の労働環境として適当でないばかりか、過労による事故等の安全面への影響も懸念された。

ウ 市長の公務執行の確実性及び効率性、移動の安全性等

公共交通手段や徒歩による移動では、公務執行の確実性及び効率性、移動の安全性が確保できない場合が多い。特に、越市長においては、2年前のいじめ問題の報道などにより、市長に対する脅迫等が数多くあったことや、市長という立場上、身体に危害を及ぼされるおそれなど（現に元教育長は襲われた例がある。）、様々なリスクを抱えており、安全上の問題があると判断し、主に市内において JR 等の公共交通機関に乗車することは、なるべく差し控えているところである。

もし、公共交通手段で移動する場合に、安全性を確保するために、付添いを付ける等すれば、費用がかえって増大してしまうことにもなりかねない。

このように、市を代表する要人である市長の社会的地位に鑑みて、公務執行の確実性及び効率性、移動の安全性及び利便性、移動に要する経費（経済性）、職員の勤務状況等の諸般の事情を総合的に考慮すれば、タクシーによる市長の移動は、合理的な方法である。

(3) 市長には「通勤」の概念がないことについて

市長は市を代表する社会的地位にある要人であり、その存在は大津市にとって欠くことのできないものであり、24時間「公人」としての立場を有する存在である。そのため、自宅からの登庁も含めた目的地までの移動は、市の管理下での「公務」のための移動であり、「通勤」ではない。すなわち、一般職とは異なり、市長には勤務時間や勤務場所が存在しないため、市役所に「通勤」という概念はなく、市長という地位に鑑み、市の管理下で一定の場所から公務のために「拘束」し、移動させることになる。

公用車の利用は、大津市有車両管理規則（昭和57年規則第43号）第8条により「各所属の職員は、公務のため必要があるときは、車両を運転するものとする。」と規定され、「公務のため必要があるとき」でなければ運転ができない。もし仮に、自宅と市役所間の移動が「公務」のための移動ではなく、「通勤」に該当するのであれば、自宅と市役所間の移動に公用車を用いることも認められないこととなる。しかしながら、前市長等が自宅と市役所間の移動に公用車を用いてきたことから明らかなように、自宅と市役所間の移動は、従前から「公務」のための移動として取り扱われてきている。そして、これは、市議会議長においても自宅と市役所間の移動において公用車を用いていること、及び他都市の市長においても自宅と市役所間の移動に公用車を用いていること等に鑑みれば、ごく一般的な取扱いといえる。

このような取扱いは、自宅と市役所の間をタクシーで移動した場合も同様である。つまり、市が公用車の代用としてのタクシーを借り上げ、市の管理下で市長を移動させており、市長の「通勤」ではなく、「公務」のための移動である。実際に、タクシーを決められた時刻に決められた場所に呼び寄せる行為も秘書課職員が行っており、市長が独自にタクシーを利用しているものではない。また、タクシー利用料も、市長が負担し、費用弁償するのではなく、市が使用料及び賃借料という費目で直接支出している。

以上のとおり、市長のタクシーによる移動は、「通勤」ではなく、「公務」のための移動に該当する。

(4) 公用車を維持し、専属の運転手がいる状態でのタクシーの利用であっても二重のコストは発生しないことについて

運転士の時間外勤務及びそれに要する経費を削減するために、タクシー利用を開始し、主として、平日や休日の執務時間外にタクシーを利用しているものである。請求人の「公用車と運転手がいる中でタクシーの利用は二重のコストがかかっている」という主張は、運転士の時間外勤務手当を無視した議論であり、タクシー料金と運転士の時間外勤務手当（費用としては、更にガソリン代が追加される。）を比較した場合には、タクシー料金の方が安価である。したがって、タクシー利用は二重のコストの発生とはならず、むしろコストの削減となる。

(5) 公用車の運転手の超過勤務手当が発生しない時間帯でのタクシーの利用も正当であることについて

市長の移動の方法については、市を代表する要人である市長の社会的地位に鑑みて、公務執行の確実性及び効率性、移動の安全性及び利便性、移動に要する経費（経済性）、職員の勤務状況等の諸般の事情を総合的に考慮して、執行権の裁量によって決定されるものである。現在の運用としては、運転士の勤務時間中は公用車の利用を原則としているが、職員の勤務状況等の諸般の事情を考慮して、勤務時間中であっても、例外的に、タクシーを利用することがある。勤務時間内のタクシー利用については、いずれも正当なものである。

(6) 公用車の運転手の雇用形態を見直したり勤務時間を朝の出勤時間に対応できる形にしたりするなどの策を講じることができないことについて

現在、正規雇用している職員は、地方公務員法第27条の規定により、法律に定める事由による場合でなければ解雇できないため、定年等の理由で退職しない限り、直ちに、現在の運転士を正規職員から嘱託職員や臨時職員にするなどの措置は、事実上、できないこととなる（仮に、現在の市長車の運転士を嘱託職員又は臨時職員に変更したとしても、現在の市長車の運転士を解雇することはできないため、実

質は職員数が増加することとなり、請求人の指摘とは逆行することとなる。)

また、運転士の勤務時間を、市長の市役所への移動時間に合わせ、朝の勤務を早くしたとしても、一日の勤務時間は決められているため、午後後半の業務に支障を来し、また、その時間帯での時間外勤務が発生することとなる。例えば、運転士の勤務時間を午前7時10分からとした場合、一日の勤務時間が7時間45分であるため、午後3時55分以降は勤務時間外となる。おおよそ一般職の勤務時間内(午後5時25分まで)においては、市長が公務で外出することも多く、このような場合の市長の移動については、常に時間外勤務となる。したがって、請求人の主張するように、勤務時間を朝の出勤時間に対応できる形にしても、時間外勤務手当が発生することとなる。

(7) タクシー利用でもセキュリティが確保でき非常時の対応も可能であることについて

まず、タクシーの運転士は、運転の技術・能力(二種免許)を備え、一般職員が運転するよりもはるかに優れたプロドライバーである。また、車両の性能(国土交通省の保安基準に適合)も兼ね備え、安全性の確保という点、また、公共交通機関や徒歩にはない安全性、移動の確実性や効率性等、「移動」という点では、十分に公用車に代わる存在である。また、応急救護処置の実習を受けた運転士やタクシー無線での対応など、非常時の対応も可能である。

(8) 通勤や旅費関連の条例等による届出などの事務手続が必要でないことについて

まず、請求人のいう「通勤」に関する規則等については、そもそも市長のタクシーによる移動は(公用車による移動も同様であるが)、「公務」による移動であり、「通勤」には該当しないため、通勤に関する規則等は適用されない。そして、市長の移動に伴うタクシー利用料は、市がタクシーを借り上げて、使用料及び賃借料という費目で支出することになるため、通勤手当には該当せず、条例等に基づく必要な届出は存在しない。実際、タクシー料金は使用料及び賃借料という科目でタクシーチケットを用いて支払が行われることから、市長がタクシー料金に相当する金銭を通勤手当として受領することはない。

また、出張の場合の移動の法的性質は、大津市が現地での公務の移動のため、現地のタクシーを借り上げて市長を公務として移動させるものであり、使用料及び賃借料として支出するものである。したがって、タクシー料金は、旅費として支出するものではなく、旅費条例の適用を受けない。この点、請求人は、旅費条例が適用されることを前提として、手続の不備を指摘しているが、そもそも旅費条例が適用されないため、そのような手続は不要である。

なお、「旅行命令書」に添付する「行程明細書」(行程明細書については例規にその規定はなく、あくまで旅行命令書に記載する旅費を算出するための参考資料として添付されるものである。)については、出張についての市役所(又は自宅)から往路の行程、そして出張先、復路の行程から市役所(又は自宅)までの一連の行程を記載している。しかし、市長の場合、この行程明細書に記載された全ての行程が旅費として支出されているわけではなく、行程明細書の中で「旅費」と「使用料及び賃借料」は区別しており、公務としてのタクシーでの移動については、旅費としては「0円」と記載されている。

ただし、年度末の2月、3月については、特に東京で使用するタクシーは、タクシーチケットの請求が本市に届くのが遅くなり、支払が会計年度をまたぐおそれがあるため、この時期のタクシー料金については、まずは旅行命令で車賃を500円付け、タクシー代は出張者が実費払、車賃と差し引いた差額を旅費から支払うという手続で処理している。この分に関しては、本来、使用料及び賃借料で支払うべきところ、この科目からの支出は立替払での支出は認められないため、やむを得ず、旅費からの支出を行っているものであり、その性質は、使用料及び賃借料である。(なお、この部分については、支出科目としても、使用料及び賃借料となるよう検討しているところである。)

また、タクシー代とJR在来線の費用を二重計算している部分の指摘については、事務の錯誤により、一部にそのような部分があったが、その後、返還の手続を取り、適切に処理している。

(9) 市長のタクシー利用の基準の作成について

現在も、担当課で協議の上、一定の運用基準に従ったタクシー利用を行っているが、今後、更なる明確化を図るため、「(仮称)市長公務におけるタクシー利用基準」を作成し、事務を進めていきたいと考えている。

3 市長及び関係職員からの報告の聴取

(1) 請求人の本件監査請求に係る公文書公開請求の事実について

平成26年12月5日関係職員に対し報告を求めたところ、同月10日報告があり、以下の事実を確認した。

- ① 請求人は、平成26年7月14日に「越市長の就任(平成24年1月)から直近(平成26年7月)までの、公務日程、公用車の運行日誌、市長が利用したタクシーの利用に関する書類に関する資料一式」を公文書公開請求し、同年8月7日に部分公開を受けた(政策調整部秘書課担当)。
- ② 請求人は、平成26年8月7日に「平成22年度～平成23年度までの目片信前市長のタクシーの利用に

関する書類」及び「越市長就任から直近までの公用車（市長車）の購入、売却に関する書類」を公文書公開請求し、同月25日に部分公開を受けた（政策調整部秘書課担当）。

- ③ 請求人は、平成26年8月7日に「公用車（市長車）の運転手の雇用契約に関する書類（勤務時間等の職務の内容がわかる書類）」を公文書公開請求し、同月25日に公開を受けた（総務部人事課担当）。
 - ④ 請求人は、平成26年8月7日に「公用車（市長車）の運転手の雇用契約に関する書類（勤務時間等の職務の内容がわかる書類）」及び「越市長就任から直近までの公用車（市長車）の購入、売却に関する書類」を公文書公開請求し、同月25日に部分公開を受けた（総務部管財課担当）。
 - ⑤ 請求人は、平成26年8月7日に「越市長就任から直近までの公用車（市長車）の売却に関する書類」を公文書公開請求し、同月25日に部分公開を受けた（総務部管財課担当）。
 - ⑥ 請求人は、平成26年9月11日に「市長の公務日程 平成26年7、8月分」、「市長のタクシーの利用明細 平成26年7、8月分」及び「市長の通勤届」を公文書公開請求し、同年9月29日に部分公開を受けた（政策調整部秘書課担当）。
 - ⑦ 請求人は、平成26年9月11日に「公用車（市長）の運転手の出勤簿（平成24年1月から直近の分、平成26年7月は除く）」を公文書公開請求し、同年9月29日に部分公開を受けた（総務部人事課担当）。
 - ⑧ 請求人は、平成26年9月18日に「市長の出張の旅費に関するすべての書類（越市長の就任から平成26年8月分）」を公文書公開請求し、同年10月15日に部分公開を受けた（政策調整部秘書課担当）。
- (2) プライベートなタクシー利用として本件監査請求の対象になっているものの事実確認について
- 本件監査請求の対象になっている平成24年1月から平成26年8月までの市長のタクシー利用のうち、請求人がプライベートな場所への移動あるいはプライベートな場所からの移動におけるタクシー利用に係るものに分類したものを中心に、行き先での用務の公務性を確認することができないもの、82件を、監査委員において特定し、同年12月5日に、市長に対しそのタクシー利用と公務との関係について報告を求めた。同月10日に市長から報告があった。

4 要件審査に係る判断

- (1) 監査請求対象の一部の財務会計行為が1年を経過していることについて

本件監査請求対象であるタクシー利用代金 2,417,860円のうち、その支払が、本件措置請求書が提出された平成26年11月10日においては、明らかに1年以上経過しているものがあり、その部分については、地方自治法第242条第2項本文に規定する監査請求期間を経過し、同本文に規定する監査請求の要件に適合しない。

- (2) 1年の監査請求期間の経過について正当な理由があることについて

請求人の陳述によれば、本件監査請求に係る市長のタクシー利用について、平成26年の5月か6月ごろ風聞により知ったという。この市長のタクシーの利用代金が公費によって支払われていたことについては、各年度の予算書や決算書の関係書類などに記載されておらず、したがって一般に知ることのできないものである。そのため、1年の監査請求期間を過ぎてしまったこともやむを得ず、地方自治法第242条第2項ただし書の正当な理由があったと判断するのが相当である。

また、請求人が市長のタクシー利用代金が公費によって支払われていた事実を確認したのは、公文書公開請求によって公開を受けた平成26年8月7日であるが、その後本件監査請求をするために、公文書公開請求を7件にわたって行っており、しかも公開文書の量は膨大であり、本件措置請求書の作成のために相当な期間を要したと判断することができる。したがって、本件監査請求は、事実を確認した日後相当の期間内にされたものとみることができるから、正当な理由があるといえることができる。

よって、本件監査請求には、地方自治法第242条第2項本文に規定する監査請求期間を経過し監査請求の要件に適合していない部分があるものの、同項ただし書に規定する正当な理由があるため、本件監査請求は要件に適合するものと判断する。

5 本案審査に係る判断

- (1) 本件監査請求の趣旨について

本件監査請求は、越市長が就任した平成24年1月から平成26年8月までの間に、通勤又は公務のために利用したタクシー代金が本市の公費から支出されていることが不適正であるとして、越市長に対して、2,417,860円を本市に返還するよう求めたものである。その金額の内訳は以下のとおりである。

- ① 公用車運転手の通常の勤務時間中におけるタクシー利用に係るもの 52,620円
- ② プライベートな場所への移動あるいはプライベートな場所からの移動におけるタクシー利用に係るもの 246,010円
- ③ 通勤におけるタクシー利用に係るもの 1,951,320円
- ④ 公務（市内出張）におけるタクシー利用に係るもの 24,720円

⑤ 公務(市外出張)におけるタクシー利用に係るもの 162,140円(このうちには①と重複するもの18,950円が含まれている。)

また、請求人は、市長が通勤において利用したタクシー代金は、通勤手当の支給とみなされるから、非課税限度額を超えた金額について、適切な課税処分を行って、住民税の徴収を行うことを求めている。

なお、上記のほか、請求人は、市外出張の際の旅費の請求書等にはJRの在来線を利用する行程になっているにもかかわらず、タクシー利用をしたため、旅費の二重払が生じているものがあると主張している。また、その一部について、JRの鉄道賃が返還されたが、タクシー代金の方を返還するべきであると主張している。

(2) 旅費及び給与に関する条例の適用について

本件監査請求に係るタクシー代金を公費から支出することができるかどうかは、本市の条例の根拠規定によって判断されるべきことである。

ア 大津市職員等の旅費に関する条例

大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号。以下「旅費条例」という。)は、職員(市長を含む。)が公務のために出張した場合に旅費を支給すると定めている(第3条)。この旅費の種類には車賃があり、タクシー代金はこの車賃に当たる。出張とは、職員(市長を含む。)が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行することをいうとされている。市外出張の場合、車賃は、1日につき500円と定められているが、公務上の必要、交通機関の状況又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合は実費額によると定めている(第16条第1項)。

また、在勤地内の旅行も、旅費として実費額による車賃を支給すると定めており(第21条)、これはいわゆる市内出張の旅費のことをいっている。

なお、第9条は、市において借入れ又は市有の船車等を使用したときは、鉄道賃、船賃、車賃を支給しないと定めており、タクシー利用は、この車の借入れに当たるとも考えられるが、いずれにしても、市長が公務のために市外出張した場合も市内出張した場合も、車賃又は借入代金としてタクシー代金を公費から支出することができる。

イ 大津市長及び副市長の給与に関する条例

次に、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号。以下「市長の給与条例」という。)は、市長に対して通勤手当を支給することとし(第2条)、その支給方法等は一般職の職員の例によると定めている(第4条)。市長からの意見書及び関係職員の陳述では、市長には「通勤」の概念がないと主張するが、この条例の規定に照らして、「通勤」の概念がないとはいえないことは明らかである。ただし、「通勤」といっても、「公務のための移動」のひとつの類型であり、原則として自宅と市役所間の往復をいうものと考えられる。

(3) 市長の通勤の手段について

市長にも「通勤」の概念があるとして、通勤の手段としてのタクシー利用の代金が公費から支出することができるかどうかについて検討する。

公用車での通勤については、市長の通勤手段として公用車の利用が認められることは異論のないところである。ここに、一般職の職員とは異なり、公人としてその移動についても特に配慮がされなければならない、市長の職務の特殊性があると考えられる。こうした特殊性に基づき市長には広範な裁量権があり、この裁量権において、公用車の代わりにタクシーを利用することも認められているものと考えられる。

したがって、市長が自宅と市役所の間を往復する「通勤」に当たる場合には、公用車に代わる手段として利用したタクシーに係るタクシー代金を公費から支出しても、違法又は不当ではないと判断することができる。

なお、請求人は、市長が通勤において利用したタクシー代金は、通勤手当の支給とみなされ、非課税限度額を超えた金額について、所得税・住民税の計算上課税所得に含めるべきであり、住民税の課税漏れが生じていると主張している。しかし、通勤のためのタクシー利用は、公務遂行のための一形態と考えられ、公用車の利用と同様と解することができるから、通勤手当の支給には当たらないものと判断する。

(4) 市長のタクシー利用の分類について

請求人は市長のタクシー利用を、前記(1)の①から⑤までのように5つに分類しているが、その代金を公費から支出できるかどうかの観点からは、前記(2)に掲げる旅費又は通勤の条例の適用関係によって、①市外出張のための利用、②市内出張のための利用、及び③通勤のための利用に分類することができる。この3つの分類に該当すれば、その代金は公費から支出することができるが、これらに該当しない場合

は、私的な不適正利用として公費から代金を支出することはできないと判断する。

(5) 不適正利用に該当しないと判断する基準について

市長のタクシー利用が、前記(4)の分類（以下「条例による分類」という。）の、①市外出張のための利用、②市内出張のための利用、及び③通勤のための利用、に該当すると判断する基準は、それぞれ以下のとおりと考える。

- ① 市外出張のための利用は、行き先が市外で、その用務が公務に当たる場合であり、その往復又は片道をいう。公務の用務地間の移動も含まれる。
- ② 市内出張のための利用は、行き先が市内で、その用務が公務に当たる場合であり、その往復又は片道をいう。公務の用務地間の移動も含まれる。
- ③ 通勤のための利用は、自宅からの登庁、自宅への退庁を原則とする。ただし、ホテルピアザびわ湖など市内のホテルは、いわゆる大津いじめ事件の騒動の時期や市議会の答弁協議等公務上の事情により帰宅が深夜に及ぶときなどに、居所として利用している実態が認められるので、自宅と同様に扱ってもよいものと判断する。

(6) 請求人のタクシー利用の分類のうち不適正利用に該当しないものについて

請求人による前記(1)の③の分類は条例による分類の③の通勤のための利用に、前記(1)の④の分類は同じく②の市内出張のための利用に、前記(1)の⑤の分類は同じく①の市外出張のための利用に、それぞれ相当する。

請求人による前記(1)の①については、請求人の主張するようにタクシーの利用時間が特定されていないため、当日の市長公務予定表に基づいて登庁時間を推論していることの是非はさておき、これを条例による分類にあてはめると、①の市外出張のための利用のうち近隣の市などへの出張、②の市内出張のための利用、又は③の通勤のための利用のいずれかに該当すると考えることができる。

よって、典型的に言えば、請求人による前記(1)の①、③、④及び⑤の分類のものは、条例による分類の①、②又は③に該当し、旅費又は通勤に関する条例の根拠を有する支出として、適法であり、返還をするべきものに当たらないと判断する。

(7) タクシー利用と公務との関連について

条例による分類の①、②及び③等の公務遂行に該当しないタクシー利用は、公費から代金を支出することが不適切であると判断されるため、平成24年1月から平成26年8月までの市長のタクシー利用のうち、その利用と公務性との関連について精査する必要がある。そこで、監査委員において、請求人の主張する前記(1)の②の分類のプライベートな場所への移動あるいはプライベートな場所からの移動におけるタクシー利用に係るもの（代金額246,010円に相当するもの）を中心に、用務の公務性を確認することができないもの、82件（代金額133,410円に相当するもの）を特定し、前記第2の3の(2)のとおり市長に対してそのタクシー利用と公務との関係について釈明を求めた。

市長からは、自らその用途等の精査を行った結果について、平成26年12月10日公文書をもって報告があった。これによると、一部は公務のための利用であるとの疎明がなされ、それらはいずれも条例による分類の②、③等に該当するものと認められた。しかしながら、残る52件（別表に示す代金額86,550円相当の利用）については、「公務を厳格に解釈した」として公務との関わりを否定する内容のものであった。

(8) 市外出張時の鉄道賃とタクシー代金の二重払について

市外出張時に鉄道賃の支給を受けながらタクシー利用をしている区間があり、旅費の二重払が以下のとおりある。

- ① 平成25年1月17日東京へのお出張の際、旅行命令の行程明細書の往路は、JR大津京駅から東京駅まで電車を利用することとなっていたが、市役所から京都駅までタクシーを利用したもの。電車代は、JR大津京駅から東京駅までとJR京都駅から東京駅までが同額のため、JR大津京駅から京都駅までの分としては発生しないが、タクシー代金4,450円の二重払が生じている。
- ② 平成25年2月15日東京へのお出張の際、旅行命令の行程明細書の復路は、JR東京駅から大津京駅まで電車を利用することとなっていたが、京都駅から市役所までタクシーを利用したもの。電車代は、JR東京駅から大津京駅までとJR東京駅から京都駅までが同額のため、JR京都駅から大津京駅までの分としては発生しないが、タクシー代金3,760円の二重払が生じている。
- ③ 平成25年6月3日東京へのお出張の際、旅行命令の行程明細書の往路は、JR大津京駅から京都駅まで電車を利用することとなっていたが、京都駅までタクシーを利用したもの。電車代180円とタクシー代金4,400円の二重払
- ④ 平成25年8月12日東京へのお出張の際、旅行命令の行程明細書の復路は、JR大津駅まで電車を利用することとなっていたが、京都駅から市役所までタクシーを利用したもの。電車代180円とタクシー代

金3,750円の二重払

- ⑤ 平成26年7月9日東京への出張の際、旅行命令の行程明細書の復路は、JR京都駅から石山駅まで電車を利用することとなっていたが、京都駅から自宅までタクシーを利用したもの。電車代240円とタクシー代金5,950円の二重払

これらのうち、⑤については、平成26年9月中に、旅行命令書の行程明細書を訂正した上で、鉄道賃の過払があったとして、240円の戻入手続がとられ、同月29日付けで越直美の名義で返還がなされている。③及び④については、同年11月4日付けで、旅行命令書の行程明細書を訂正した上で、鉄道賃の過払があったとして、360円の旅費返還金が雑入として調定され、同月28日付けで越直美の名義で返還がなされている。

これらの処理は、請求人の指摘を受けたとはいえ、自ら点検を実施したものである。しかしながら、二重払は、旅行命令書による行程明細書に定められた行程及び交通機関と異なった旅行をしたことに原因がある。これらの場合、旅費条例第5条第3項によって、支給すべき旅費は既に確定しており、変更の申請の時宜を失したものと考えるのが相当である。その点では、請求人の主張は正しいものと判断する。

第3 市長からのタクシー代金の返還について

本件監査請求の審査中の平成26年12月17日、越直美市長は、タクシー代金のうち、監査委員からの照会に対し報告した公務との関わりが希薄とする86,550円、及び二重払の分として21,930円を、本市に返還した。このことは、同日に確認した。

なお、前記第2の5の(8)では、二重払の額として返還すべき金額は、①から⑤までのタクシー代金の合計額22,310円から既に返還のあった鉄道賃600円を控除した21,710円と算定するところであるが、市長において再度旅行命令の行程明細書を見直し、その控除すべき鉄道賃の額を380円に訂正した上で、21,930円を返還したものである。

第4 結論

本件監査請求に係る市長のタクシー利用のうち、前記第2の5の(7)において公務との関わりが否定された部分及び前記第2の5の(8)の二重払に係る部分については、その相当額が越直美市長から平成26年12月17日に返還されたので、請求の利益がなくなったものと認め、これを却下し、その余の監査請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

第5 意見

意見書及び関係職員の陳述によれば、市長には、旅費及び通勤に関する条例の適用はないと主張するが、旅費条例第2条の定義規定では、この条例でいう「職員」には市長が含まれると明文をもって定められ、通勤についても市長の給与条例に「通勤手当」の規定があり、その主張は認められない。

市長には公人として、その移動には特別のセキュリティと公務の確実な遂行が求められており、そのために、市長には、専用の公用車と運転手が配置されている。このことに鑑み、その職責の特殊性の下で認められている裁量権の範囲内での公用車及びタクシーの適正な利用が求められている。そのためには、公正で客観的な利用基準を策定すべきである。また、このことが市民への説明責任を果たすものともいえる。

本市においては、コンプライアンスの推進を本市の重点施策として位置付けているところである。そうした中、今回の事案において、2年以上にも遡って、市外出張の旅行命令書を訂正するということがなされている。事務処理の基本を逸脱するものといわざるを得ない。旅費条例では、市外出張の旅費の支出に関して、「概算払」の場合は旅行完了後5日以内に精算しなければならないとされているほか、本件二重払のような「通常払」の場合においても旅行命令に従わない旅行については、「あらかじめ」又は事後「できるだけ速やかに」変更の申請をすることによって正当な旅費の支給がなされるべきことが定められ、この規定を遵守すべきであったにもかかわらず、旅行命令による行程と実行程の精査という手続をとらず、今日に至ったものである。このことは、歳出予算所管課長である支出命令権者によりずさんな処理が日常的に行われていたものといわざるを得ない。このたび市長自ら、旅費の支出について、過去に遡って、自主的に点検をされたと聞き及んでいるが、不適正と思われるような処理が行われることのないよう、コンプライアンスの率先規範と徹底に努めることを求める。

別表

単位：円

No	会計年度	利用年月日	乗 車 区 間	利 用 代 金
1	23	平成24年3月4日	琵琶湖ホテル～浜町	610
2		平成24年3月5日	市役所～末広町	800

3		平成24年 3 月 7 日	市役所～京町	960
4	24	平成24年 4 月 9 日	市役所～浜大津	630
5		平成24年 4 月 14 日	市役所～大津駅前	1,010
6		平成24年 4 月 17 日	市役所～長等	630
7		平成24年 4 月 26 日	市役所～大津駅	850
8		平成24年 5 月 14 日	市役所～石場	860
9		平成24年 5 月 18 日	市役所～唐橋東詰	2,770
10		平成24年 5 月 22 日	琵琶湖グランドホテル～石山	5,270
11		平成24年 6 月 2 日	市役所～唐橋	2,380
12		平成24年 6 月 15 日	市役所～大津駅	950
13		平成24年 6 月 20 日	市役所～浜大津	850
14		平成24年 6 月 26 日	市役所～膳所	1,350
15		平成24年 9 月 26 日	市役所～大津駅	880
16		平成24年10月21日	市役所～におの浜	1,280
17		平成24年12月17日	市役所～中央	780
18		平成25年 1 月 7 日	琵琶湖ホテル～打出浜	560
19		平成25年 2 月 17 日	市役所～におの浜	1,100
20		平成25年 2 月 24 日	市役所～由美浜	1,680
21	平成25年 3 月 3 日	市役所～におの浜	1,430	
22	平成25年 3 月 14 日	市役所～松喜屋	2,460	
23	25	平成25年 4 月 11 日	市役所～琵琶湖ホテル	880
24		平成25年 4 月 30 日	市役所～小関	720
25		平成25年 5 月 1 日	市役所～浜大津	960
26		平成25年 5 月 15 日	市役所～西の庄	1,260
27		平成25年 5 月 21 日	市役所～浜大津	620
28		平成25年 6 月 26 日	市役所～琵琶湖ホテル	880
29		平成25年 6 月 27 日	市役所～におの浜	1,200
30		平成25年 7 月 5 日	市役所～琵琶湖ホテル	800
31		平成25年 7 月 10 日	市役所～平野	960
32		平成25年 7 月 12 日	市役所～浜大津	620
33		平成25年 7 月 17 日	市役所～びわ湖大津館	800
34		平成25年 8 月 1 日	市役所～大津駅	880
35		平成25年 8 月 14 日	京都駅～市役所	3,840
36		平成25年 8 月 26 日	市役所～末広町	920
37		平成25年 9 月 2 日	市役所～膳所駅	1,720
38		平成25年 9 月 4 日	市役所～浜大津	1,400
39		平成25年10月21日	市役所～浜大津	760
40		平成25年11月 2 日	市役所～石山	3,320
41		平成25年12月28日	市役所～石山	2,920
42		平成26年 1 月 25 日	木戸支所～瀬田唐橋	10,680
43		平成26年 2 月 17 日	市役所～県庁	1,160
44		平成26年 3 月 8 日	浜大津～におの浜	1,080

45	26	平成26年4月30日	市役所～浜大津	850
46		平成26年5月18日	市役所～プリンスホテル	1,650
47		平成26年6月16日	市役所～J R 膳所	1,730
48		平成26年6月17日	市役所～栄町	3,090
49		平成26年7月22日	市役所～豆信	530
50		平成26年8月11日	市役所～唐橋町	3,970
51		平成26年8月12日	市役所～唐橋町	3,650
52		平成26年8月13日	市役所～石山駅	2,610
合 計				86,550